

人事労務ニュース BOX

2025年5月号

**単発バイトめぐる訴訟 他社の就労不知
割増賃金支払い義務負わず 東京地裁**

単発で働くスポットワークに従事した労働者が、「通常の賃金」のほか、他社で就労した労働時間を通算すると発生する「割増賃金」の支払いを求めた裁判で、東京地方裁判所は、他社で就労している事実を事業主が知らない場合、労働基準法第38条による割増賃金の支払い義務を負わないとする判決をした。

同法第1項では、「事業場を異にする場合」も労働時間を通算すると定めており、厚生労働省は「事業場を異」には、事業主が異なるケースを含むと解釈している。同地裁では、労働時間を「通算すると労働基準法第32条所定の労働時間を超えることを当該事業主が知らなかったときには、～略～労働基準法第38条第1項による割増賃金の支払い義務を負わない」と判示した。労働者から他社での就労の事実に関する申告はなく、会社は法定労働時間を超えることを知らなかったとして、割増賃金の支払い義務を負わないとした。

**「単発バイト」との連携拡大
長野県の自治体 タイミーと連携**

中小企業の人材確保を支援しようと、長野県の自治体や業界団体がスポットワークサービス事業者と連携する動きが広がっている。

スキマバイトサービス「タイミー」を提供する株式会社タイミーは、長野県須坂市と事業連携協定を締結した。長野県内では佐久市に続いて2か所目となる。タイミーの仲介アプリは、履歴書の提出や面接といった従来のバイト採用に必要な手続きを簡略化できることに加え、求職者にとっては数時間単位の求人手軽に応募ができ、即日払いも可能。空いた時間で働きたい人のニーズと、急な欠勤や繁忙期に対応したい企業のニーズを繋ぐ。

2025年1月時点の長野県内のタイミー登録数は、事業所数は前年同月比約1.7倍、求職者が同約1.6倍と増加傾向にある。スポットワークのニーズが高まっており、自治体としては人手不足対策を解消する一つの手段となり得る。

**2024年末賞与 前年比2.5%増加
夏季ボーナス増加見込み**

厚生労働省が発表した2024年冬季賞与の集計によると、1人当たりの平均支給額は、規模5人以上の事業所で41万3277円（前年比2.5%増）、規模30人以上で47万8373円（前年比4.5%増）だった。

産業別の平均支給額、及び平均支給月数をみると、製造業55.8万円（1.10か月）、情報通信業70.7万円（1.27か月）、運輸業・郵便業39.8万円（0.98か月）、卸売業・小売業37.4万円（1.02か月）で、製造業では前年比5.6%増と伸びている。

民間企業1人当たりの2025年夏季ボーナス支給額の予想では、三菱UFJリサーチ&コンサルティングは2.6%増、みずほリサーチ&テクノロジーズは2.4%増、第一生命経済研究所は2.3%増と、各社とも増加を見込んでいる。増加の背景には、企業業績と雇用情勢の堅調さがあるとした。

**改正育児・介護休業法 実務対応⑥
仕事と育児の両立 個別の意向聴取・配慮**

2025年4月と10月に改正育児・介護休業法が段階的に施行する。本号では、2025年10月改正の「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」について記載する。

事業主に「労働者が本人または配偶者の妊娠・出産の申出をしたとき」と、「労働者の子が3歳になるまでの適切な時期」に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の4つの事項について、労働者の意向を個別に聴取することを義務付ける。

①勤務時間帯（始業および終業の時刻）

②勤務地（就業の場所）

③両立支援制度等の利用期間

④仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）面談、書面交付、FAX（※）、電子メール等（※）のいずれかの方法により労働者から意向を聴取し、聴取した意向について、自社の状況に応じて配慮をしなければならない。

（※）労働者が希望した場合のみ可

熱中症対策の罰則付き義務化について

2025年から職場における熱中症対策の義務化が議論されています。現段階の情報について解説します。

はじめに

厚生労働省から、職場における熱中症対策の強化に向けて、事業者には罰則付きで対応を義務付ける方針が示されました。

近年、温暖化などの影響で猛暑日が増加し、屋外作業や高温環境下作業による熱中症の発生リスクが高まっています。今までは、労働安全衛生法に基づく安全配慮義務の範囲で各事業者が自主的に対応するに留まっていた。しかし、熱中症被害の増大を受けて、より踏み込んだ対策が義務化される見込みです。以下、現段階の情報について解説します。

義務化の内容

熱中症対策に関する義務化の動向としては以下の通り検討されています。

【義務化が議論されている事項】

- ① 報告体制の整備
- ② 重篤化させないための必要な措置の実施手順（マニュアル）の作成
- ③ 関係労働者への周知

【義務化の対象事業者】

義務の対象となるのは、「WBGT（暑さ指数）28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間以上の実施が見込まれる作業」をさせる事業者の予定です。この対象は、業種や作業内容、屋内外を問わないとされています。主に建設業や警備業、高温の工場内作業、外回りの営業などが想定されます。

【予定時期】

今年の夏に間に合わせるべく、2025年6月の施行を目指すことが示されています。

初動対応への重要性

同省の分析によると、熱中症による死亡災害のほとんどが、**初期症状の放置**や**対応の遅れ**が原因とされています。熱中症の「早期発見」「暑熱作業からの離脱」「身体冷却」「医療機関への搬送」などの初動対応がスムーズに行われるよう、マニュアル作成や周知を事業者には義務付ける方向で話し合われています。これには、熱中症の重篤化を防ぐ狙いがあるようです。

なお、具体的な熱中症予防策の例などは通達で示される予定です。

具体的な対策

法改正も見据えた熱中症への具体的な対策として、例えば以下のような施策が検討できます。

具体的症状の周知

現場の労働者が「熱中症の可能性」にいち早く気づくためには、熱中症の具体的症状（顔色や発汗などの客観的な症状、並びに自覚症状）の周知が効果的でしょう。文章だけでなく、イラストや写真、動画などを交えたポスターなどを掲示し、「熱中症の症状はどんなものであるか」を周知しましょう。

初動対応のマニュアル化

効果的な体の冷やし方、水分補給、暑さを避けることのできる避難場所の周知、医療機関や現場責任者などの連絡先情報など、初動対応をやすくするために必要な情報をマニュアル化してはいかがでしょうか。

労働環境整備

暑さが一定基準以上の場合には、休憩頻度を増やす、塩分・水分補給のエイドステーション（援助・支援場所）を設置するなどの労働環境整備も効果が見込めます。